

長畑ひろのり



News vol. 185

第9期介護保険料について

昨年度末まで、本市は守口市と門真市との3市でくすのき広域連合（以下、「くすのき」と言う。）を組織し、介護保険事務を共同で処理していました。

しかし、介護保険料が低くなる広域化の最大のメリットが、第6期以降はあまり反映されているとは言えず、私は第5期の終わり頃から「くすのき」の解散を訴えてきました。

そして令和3年度、くすのき広域連合長に本市の東市長（守口市長と門真市長は副連合長）、事務局長に本市の職員、くすのき広域連合組合議会議長に私が就任し、組織内役職全てのトップを本市が占めたことで「くすのき」の実態が把握できました。結果、本市として「くすのき」を続けられない旨を2市に理解頂き、令和6年3月31日付けで解散しました。

下の表は、大阪府内43市町村における第1号保険料（65歳以上の被保険者の保険料）基準額の月額で、第9期の高額上位市に北河内7市を加えたものです。但し、各期の3年間は同一の基準額、赤字については「くすのき」時で3市は同額となります。

改めて、第9期の本市と守口市や門真市との基準額（青字）を比較すると、本市は長きにわたり2市に対し負担をしていたとしか思えません。

（単位：円）

順位	自治体名	第7期	第8期	第9期
		H30年度～	R3年度～	R6年度～
1	大阪市	7,927	8,094	9,249
2	守口市	6,748	6,748	8,970
3	門真市	6,748	6,748	8,749
4	松原市	6,040	6,550	7,900
5	堺市	6,623	6,790	7,417
6	四條畷市	6,748	6,748	7,159
7	東大阪市	6,549	7,029	7,093
10	寝屋川市	6,210	6,390	6,690
25	大東市	6,380	6,420	6,352
34	枚方市	5,610	5,902	6,276
42	交野市	5,360	5,360	5,350

右の表は、第1期から第8期までの「くすのき」における第1号保険料基準額の月額と、大阪府内での順位です。

期（年度）	基準額	順位
第1期（H12年度～）	3,188円	17
第2期（H15年度～）	3,523円	24
第3期（H18年度～）	4,791円	18
第4期（H21年度～）	4,645円	18
第5期（H24年度～）	4,998円	22
第6期（H27年度～）	6,376円	4
第7期（H30年度～）	6,748円	3
第8期（R3年度～）	6,748円	5

この第5期の4,998円が、後の「くすのき」に大きな影響を与えることとなります。

当時、全国的に5,000円を超えることへの抵抗が大きく（全国平均は4,972円）、「くすのき」も基金を取り崩したり、新たな介護施設整備計画の凍結等の措置を行い、5,000円未満に抑えることに成功しました。ちなみに、第5期に大阪府内で5,000円を超えたのは、43市町村中で19市町です。

4,998円決定時に私はくすのき広域連合組合議会に所属しており、この基準額を含んだ予算に先を見通せず賛成したことを今も反省しています。

しかし、第5期の対応が「くすのき」の財源悪化を招き、第6期には大阪府から借入をするしかありませんでした。加えて、第5期に3年間止めていた新たな介護施設整備計画の凍結も解除するしかなく、同時に大阪府への借入金返済も始まりました。それら全てが基準額に反映されるため、上の表に示した通り、第6期以降の「くすのき」は大阪府内で高額上位に名を連ねることになったのです。（裏面へ続く）

第9期の本市基準額は7,159円となり、第8期より411円も上がりました。しかし、「くすのき」を続けていれば、8,500円程になったと予想され、私は解散が間違いでなかったと考えます。

つまり、「くすのき」の解散で基準額は下がらなかったものの、上がり幅を抑えることはできたのです。

POINT!



文章は、弱視の方にも読みやすい可読性に優れたユニバーサルデザインフォントを使用しています。

公式サイト（4コマ漫画も掲載中）

<http://nagahata.jp>



日々の主な活動

facebook



政治以外の話題

note



《追記》5月14日、厚生労働省は介護保険料（月額）が、全国平均で6,225円になったと発表しました。また、その額は過去最高を更新しています。

都道府県別の平均では、大阪府の7,486円が最も高く、市町村別では、前ページ左下表のトップ3が全国のトップ3となっています。つまり、全国で最も高かったのは大阪市で、2位に守口市、3位に門真市と続いています。また、4位は岩手県西和賀町の8,100円で3位との差が649円もあり、もし「くすのき」を解散していなかったら、高額順位の全国2位は「くすのき」になっていたと思います。

2月定例議会における質問②

・放置された空き家について

【長畑質問】空家等対策特別措置法、いわゆる空家法が改正されたが、以前の法律とどう変わったのか。

【都市整備部長答弁】特定空き家の除却等の対応強化については、これまで代執行までには所有者への勧告や命令などの手続が必要だったが、法改正により緊急代執行制度が設けられ、災害時などの緊急時においては所有者への命令等の手続が省略できることとなり、代執行まで円滑に進めるようになる。

※代執行：所有者に代わり、行政が強制的に措置を行うこと。

【長畑質問】平成31年3月13日の予算決算常任委員会で私は質問しており、その時期かと思うが、放置された空き家に市民から子どもが入っていると報告を受けたところ玄関が開いていた。そして、令和6年3月18日、玄関は番線でくくられていた（閉まっている状態）が掃き出し窓は開けっ放し。入る気になれば鍵を持っていなくても入れる状態だった。

誰かが勝手に侵入して、そこで火事でも起こしてしまわないか、麻薬等に関する何か犯罪に繋がるようなことが行われたりしないのか不安だが、この掃き出し窓はもう閉められないということか。

【市民生活部長答弁】所有者の同意が必要と認識。

【長畑質問】何度もこの建物について質問をしてきたが、一向にらちが明かない。崩壊寸前の建物を放置している、これは行政として問題はないのか。

【長畑質問】建物が目視で傾いていなかったとしても、ある日突然崩壊する恐れがないとも限らない。緊急代執行制度が設けられ、それに当てはめるためには「災害時などの緊急時に」とのこと。つまり、「など」と入っている以上、アスベストが飛散している、もしくは、老朽化で倒壊の恐れがあると分かれば、緊急代執行制度に当てはまると思うが。

【都市整備部長答弁】崩落しかけた屋根などが対象となるものと認識しているが、議員の示した観点なども緊急代執行に該当するのか、今後調査研究に努める。

【都市整備部長答弁】適切な管理ができていない空き家については、地震などによる崩壊の危険性や住環境に大きく影響する。また、そのような観点からすると、転入転出を選択する一つの要因と推測される。

【長畑質問】この建物の構造と築年数は。

【都市整備部長答弁】構造は鉄筋コンクリート造。また、本市が建築確認申請の経由を受け付けたのは、昭和49年10月。

【長畑質問】既に半世紀も経過している。

私が以前から問題にしているアスベスト。この使用に関する法改正が行われたのは昭和50年。現在の法律では、確か含有量0.1%を超えてはならなかったと思うが、昭和50年の法改正では含有量5%を超えてはならないだったので、危機感の全くない改正。そこで、昭和50年の法改正以前、アスベストはどういう扱いだったのか、また、建築材料としてどういうものに含まれていたのか。

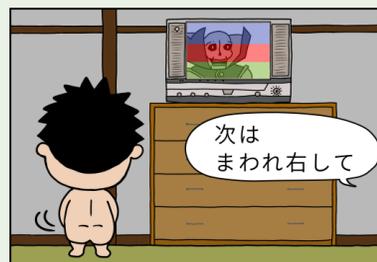
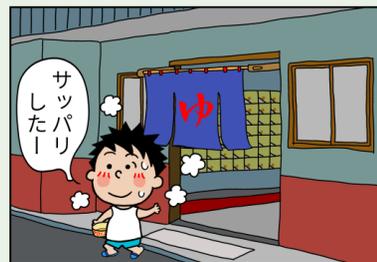
【都市整備部長答弁】当時、建築材料については、吹き付け材や保温材、それから、石綿含有石膏ボードなどの内装材など幅広く活用されてきた。

【長畑質問】下地材としての使用は人体への影響が少ないと思う。しかし、左官や塗装の仕上げ材にも含まれていたのが問題だと思っている。そこで、経年劣化によるアスベストの飛散の可能性はないのか。

【都市整備部長答弁】仕上げ材の崩落や爆裂などが発生している場合には、飛散する可能性がある。

ひろのり物語(港区編 ②)

絵:長畑ひろのり



POINT!

